北海道獣医師会会館管理運用規程

昭和53年10月 2日 設 定中 略 平成14年 4月 1日 一部改正平成21年12月13日 一部改正平成25年12月13日 一部改定平成30年12月12日 一部改定

(目 的)

第1条 この規程は、会館内秩序の維持、保安の万全を図るとともに、その運用について定める。

(玄関の開閉)

- 第2条 玄関戸扉の開閉は、事務局長または、その指定する者が行う。開閉時刻は次のとおり とする。
 - (1) 午前9時00分~午後5時00分
 - (2) 土曜日、日曜日、国民の祝日及び本会が定めた休日は原則として開扉しない。
 - (3) ただし、特別の事情により休日開扉、あるいは、時刻の変更を必要とする場合は、あらかじめ事務局長の許可を受けるものとする。

(事務室・会議室等の開閉)

第3条 各室等の鍵の保管は、事務局長または、その指定する者とする。

(残 業)

第4条 午後6時以降残業する者は、予め事務局長またはその指定する者に文書をもって申し 出、承認を受け指示に従うものとする。

(火気取締り)

- 第5条 火気取締りのための厳守事項
 - イ、 火気の取締り責任者は、事務局長とする。
 - ロ、 たばこの吸いがら、その他の発火のおそれのあるものは、所定の容器以外には捨て ないこと。
 - ハ、 室内に発火、爆発性のものを持ち込まないこと。
 - ニ、 各種ストーブ・電熱器具等を持ち込まないこと。(但し、当会の許可を得たものは差 支えない。)

(非常通知)

第6条 1、会館内で出火、盗難、その他の非常事故を発見した者は、速やかに当会に連絡通

報すると同時に適切な措置をとるものとする。

2、非常の場合の連絡のため各団体責任者の住所・氏名・電話番号等を予め書面をもって届け出ること。

(一般注意事項)

- 第7条 1、使用室内外の清潔、整頓、廊下その他共用部分に物品を放置したり、また荷造り、 荷ほどき等、会館の保全、保安、管理を害する行為をしないこと。
 - 2、ボイラー室設備関係室には、業務上の要件のほかは入室しないこと。
 - 3、他人に危険、または迷惑を及ぼすおそれのあるものは持ち込まないこと。
 - 4、借室者およびその使用人、または借室者への来訪者が、故意あるいは、過失により当会館および造作設備等を損傷した時は、直ちに借室者の費用を持ってこれを修復すること。
 - 5、原因を問わず火災、盗難または、設備物件の運転もしくは、使用中に生じた損害 及びその使用停止による損害にかんしては、当会はその責に任じない。
 - 6、会館周辺での危険な行為はしないこと。
 - 7、トイレならびに湯沸室の清掃、火気の取扱いには特に注意すること。

(駐車場の使用)

- 第8条 駐車場の使用にあたっては、事務局長またはその指定する者の許可を受けるものとする。(但し会への用件、会議出席等のため一時駐車する場合は、この限りにあらず。)
- 第9条 駐車場の使用料は別記1のとおりとする。

(研修施設の使用)

第10条 この施設の使用は、獣医専門学術等の普及向上を目的とする者を最優先とするが、 余裕のある場合に限り一般文化的、社会的に有益な使用にも供する。

(申し込み)

第11条 所定の申込書により申込むものとする。(目的、日時、人員、責任者、その他)

(承認)

第12条 目的や内容等を検討して適当と認め、この旨を申込者に通知する。

(使用料)

第13条 使用料は別記2の料金に消費税相当額を加算したものとし、その都度納入するものとする。

(使用の取消)

第14条 使用の目的、内容等が勝手に変更されたり、この規程その他、会の指示に反する行為をしたと認められるときは、使用を停止または、取消すことがある。この場合使用料は返戻しないものとする。

(使用時間)

第15条 使用時間は原則として、玄関の開閉時間内とし、会場準備、後始末等に要する時間 を含むものとする。

(使用者の準備)

第16条 使用者は、その行事に必要とする準備の一切を自ら行うものとする。

(付属設備の管理)

第17条 機械器具等の使用は必ず係員の指示に従うものとする。

(現状回復)

第18条 使用を終ったときは、施設設備等をもとの位置にもどして係員の点検を受けるもの とし、万一破損、滅失したときは、使用者の責任において弁償するものとする。

(使用者の注意事項)

- 第19条 1、使用者は、次のことを責任をもって守るものとする。
 - イ、定員以上の入場をさせないこと。
 - 口、無断で物の販売、寄付金募集等をしないこと。
 - ハ、所定の場所以外で火気を使用しないこと。
 - ニ、無断で館内に貼紙、くぎ打ち等をしないこと。
 - ホ、承認を受けないで、付属設備を使用しないこと。
 - へ、承認を受けた設備以外のものを使用しないこと。
 - ト、危険物を持ち込まないこと。
 - チ、使用後は簡単に掃除をすること。
 - 2、使用者は入場者に次のことを責任をもって指示すること。
 - イ、所定の場所以外で飲酒、または、火気(たばこを含む)を使用しないこと。
 - ロ、館内を不潔にしないこと。
 - ハ、騒音、放歌、暴力行為等他人に迷惑をかけないこと。
 - 二、所定の場所以外に出入りしないこと。

(貸事務室)

第20条 関係団体等で事務室に同居を希望する場合は、充分検討のうえ許可することができる。但し、この場合は契約書を取交すものとする。

付 則

(施行期日)

- 1 この規程は、昭和53年10月2日から施行する。
- 2 第3条別記2研修施設使用料及び宿泊料は平成13年11月28日役員会一部改正 平成14年年4月1日施行。
- 3 この規程の改正は平成21年12 月11日より実施する。
- 4 別記2の改定は平成26年1月1日より実施する。
- 5 この改定は平成30年12月12日より実施する。

別 記 1 駐車料金

- 1. 会員及び本会館に所定のための駐車場使用は、無料とする。
- 2. 前項以外の場合は、最初の1時間200円、これを超過した時30分毎に100円 とする。
- 3. その他の場合はその都度定めるものとする。

別 記 2 研 修 施 設 使 用 料

A 表 会員

区分	半 日	1 目	暖房料	冷房料	清掃料
2階 大会議室	5, 300	10, 600	3, 400	2, 900	1,000
2階 中会議室	4, 200	8, 400	2,000	1, 700	700
2階 小会議室	1, 900	3,800	1, 300	1, 100	500
3階 会議室	1, 900	3,800	1, 300	1, 100	500

B 表 一般

区分	半日	1 目	暖房料	冷房料	清掃料
2階 大会議室	7, 100	14, 200	5, 100	4, 300	1, 200
2階 中会議室	5, 700	11, 400	3,000	2, 500	800
2階 小会議室	2, 700	5, 400	2,000	1, 700	600
3階 会議室	2, 700	5, 400	2,000	1, 700	600

備考

- 1. 器具、機械の使用料は別に定めるものとする。
- 2. 時間外、休日使用の場合は規程料金のほかに1時間あたり1,400円の時間外料金を加算する。但し管理人の勤務を必要としない場合(利用者が後始末、鍵の保管返還の責任を持つ旨申し出たとき)は、時間外料金を徴収しない。
- 3. 冷暖房料は原則次のとおりとする。但し実績によることもある。 暖 房 10月 ~ 4 月、 冷 房 6月 ~ 9 月